

障発 1125 第 5 号
こ支障第 240 号
令和 6 年 11 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援医療については、「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、今般、現行の健康保険証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、本年 12 月 2 日から新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、別添のとおり本通知の一部を改正し、本日から適用することとしたので、貴管内市町村を含め関係者及び関係団体に対する周知方につき御配慮されたい。

なお、本年 12 月 2 日時点で有効な健康保険証について、同日以降も有効期限までの間、最長 1 年間使用できることから、有効期限までの間であれば、従来どおり医療保険の加入関係を示すものとして取り扱うことは差し支えない旨、申し添える。